

特集《農林水産関連分野と知財》

農林水産知財対応委員会主催セミナー パネルディスカッション 「農産物保護と知財」

モデレータ
平成 25 年度
農林水産知財対応委員会委員長
首都大学東京大学院非常勤講師
会員 浅野 勝美



司会
平成 25 年度
同委員会副委員長
会員 神崎 正浩

平成 23 年度
同委員会委員長
会員 伊藤 武泰



平成 26 年度
同委員会副委員長
会員 長谷部善太郎



平成 26 年度
同委員会副委員長
会員 中嶋 和昭



平成 25 年度
同委員会委員
会員 東山 喬彦



平成 25 年度
同委員会委員
会員 高松 孝行



平成 26 年度
同委員会副委員長、
理学博士
会員 井上 慎一



はじめに

平成 26 年 5 月 9 日に、平成 25 年度農林水産知財対応委員会企画による会員研修が開かれた。第 1 部では、特許法と種苗法、商標法と種苗法によるベーシックな保護の比較について、伊藤武泰氏による基調講演が行われ、第 2 部では、農業知財分野における 7 人の第一人者の弁理士を招き、農業と知財の最先端についてパネルディスカッションを行った。当日のパネルディスカッションの内容を本稿にて紹介する。主な論点は、種苗法の現物主義と保護態様、特許法との二重保護に伴う問題点、知財マネジメント、地理的表示、弁理士のかかわり方等である。会員各位にとって有益な情報となり、今後の農業知財分野の進展に繋がれば幸いである。

目次

1. 種苗法における現物主義
－特許法との比較を中心－
2. 種苗法の歴史的背景と現状
3. 育種増殖方法における反復可能性の判断基準
－最高裁判例の紹介を含めて－
4. 知財マネジメント
5. 種苗法による保護と商標法による保護との関係
－審決例の紹介を含めて－
6. 地理的表示の保護
－最新法案の紹介を含めて－
7. 弁理士のかかわり方
8. ケーススタディー

9. Q & A

【神崎】 それでは、第 2 部、パネルディスカッションを開始させていただきます。このパネルディスカッションの進行はモデレーターの浅野勝美先生にお願いします。それではよろしくお願ひいたします。

【浅野】 パネルディスカッションのモデレーターを務めます浅野でございます。

日本における農水産物の保護は、特許法、商標法、種苗法等、いろいろな法律を駆使して行われております。本日は、この分野に詳しい先生方にお集まりいた

だきましたので、この点を徹底的に議論したいと思っております。

1. 種苗法における現物主義

【浅野】 まずは、特許法による保護と種苗法による保護から議論したいと存じます。両法の制度上の違いにつきましては過年度委員会で議論しました。本年度は、両法の運用上の違いについて議論しました。先ほど伊藤先生の基調報告でもありましたように、特許法と種苗法の最も大きな違いは、特許法は文言主義（クレーム主義）、種苗法は現物主義をとる点です。それで、この点から入っていきたいと思います。

現物主義とは何か、これを先ほど基調報告していただいた伊藤先生、一言でお願いしたいと思います。

【伊藤】 今、浅野先生もおっしゃったように、特許法では文言主義ですが、種苗法では、現物、すなわち、植物自体を実際に比較して、他の品種と出願品種とを比較する、あるいは侵害の疑われる品種と登録品種とを比較します。これが、品種、現物を比較して、現物中心に考えるという現物主義になります。

【浅野】 ありがとうございます。ここは非常に大切なところなので、種苗法という法律には、どこを見ても「現物」とは書かれていません。だから一体何のことか分かり難いところだと思いますが、その辺をこれから徹底的にいろいろな角度から議論したいと思います。まずは保護客体との関係で、高松先生、現物主義はどう表われるのかというところから入っていっていただけませんでしょうか。

【高松】 保護客体の違いですが、特許法では、先ほど伊藤先生が説明されたとおり、クレーム主義でして、クレームに書いてあることが権利範囲だということです。そして、クレームは言葉で記述されておりまますので、20年程度ではその意味は変わらないだろうと思われます。

また、訴訟では、被疑侵害品とクレームとを比較して、被疑侵害品がクレームを満たすか満たさないかで侵害か非侵害かを決める、というのが特許法の運用になります。

一方、種苗法の場合には現物主義でして、権利範囲がその登録品種自体ということです。したがいまして、登録品種自体を権利範囲としますと、先ほど伊藤先生が説明されたとおり、実際に植物を育てて、それ

らが同一品種か否かで他の品種と出願品種を比較したり、侵害か非侵害を決定する、ということになります。そして、対象が実際の植物ですので、その世代が変わったりすると品種の形状等が変化する可能性があります。そうすると、時代とともに、その登録品種とされているもの自体が本当に登録品種かという疑問が出てくる、そういう不安定さが種苗法にはあります。

あと、訴訟では、特許の場合にはクレームと被疑侵害品とを比較すればいいのですが、種苗法では、登録品種と、実際の被疑侵害品種と比較栽培する登録品種と思われるものが本当に登録品種かというのをまず確かめなければなりません。

【浅野】 高松先生、権利行使のことはまた後でやりますので。まずは権利取得についてお願いします。

【高松】 そうですか。そういたしますと、違いというと、種苗法では登録品種自体が時代とともに変わってしまう可能性があるという部分が、時代が変わっても変化しないと思われるクレーム主義の特許法とは違うということになります。

【浅野】 特性表との関係で何かコメントございませんか。

【高松】 特性表自体は権利範囲には全く関係ないというところでどうですか。基調講演で伊藤先生も説明されましたけれども、特性表には、対象とする品種が有する葉の形状や丈の高さ等の重要な形質に係る特性といった特許法のクレームみたいなものが記載されているのですが、実際には権利範囲には全く関係ないというところが違います。

【浅野】 ここで特性表についてみます。神崎先生に資料を持ってきてもらっているので、ご説明いただけますか。

【神崎】 特性表は、出願人が自分の開発・創作した植物がどういう特性を備えているのかということをチェックして農林水産省に提出します。次に、農林水産省では、その特性をほんとうに備えているかどうかを、実際に植えてチェックしていきます。ですから、出願時の特性表というのは、出願人が、自分の創作した植物がどういう特性を備えているかという事を出願人自身が確認した書類という意味合いを持っており、権利設定時の特性表というのは、その書類に基づいて農林水産省が確認した書類という意味合いを持っています。

【高松】 その補足ですが、その登録した時の特性表

というのは、その栽培地、例えば種苗管理センターで実際に育てたときの土の状態とか天候状態の場合の特性であって、絶対的なものではない。これが登録された時の特性表の特徴になります。

【浅野】 今日初めて聞いた方、あるいはあまりやっていない方は、何か非常に不安定な感じがすると存じます。権利取得過程で現物主義はこのような形になって表われているのだということを言っているつもりなのですが、会場の皆さん、何かご質問とかございませんでしょうか。なければ、今度は登録になった後、権利行使局面で現物主義がどう表われるかという点に移りたいのですが。井上先生、お願いします。

【井上】 その前に、現物主義の種苗法において、どうすれば権利になるかについて説明します。特許権はどうすれば取れるか。拒絶理由が解消すれば、或いは、拒絶理由がなければ特許になる。種苗法も同じです。拒絶理由に該当しなければ、種苗法上権利の取得が可能です。

資料1は第1部で伊藤先生がお話しになられたことをまとめたものです。特に先ほどの現物主義との関連

資料1

「特許法」vs「種苗法」			
“拒絶理由に該当しない場合”			
	特許法	種苗法	
保護対象	29条柱書	2条1項	出願前に文献公知 (写真掲載でも)にあっても 権利取得に影響ない
区別性(新規性)	29条1項(i)(ii)	3条	
刊行物公知	29条1項(iii) 29条の2	—	
未譲渡性(フライング)	30条 6ヶ月	4条2項 1or4(6)年	あくまで「現物」 の譲渡のみが問題
進歩性	29条2項	—	
安定性 名称要件	—	3条1項3号 4条1項	
外国人の権利の享有 不特許事由	25条 32条	10条 —	
記載要件 先願	36条 39条	— 9条	

パテント2008 Vol. 61 No. 9より改変

PCT/AU1996/000296 (JP3585932B2)

優先日: 1995年5月15日

実施例

国際公開日: 1996年11月21日

- **例12 DFR及びF3' 5' Hをコードする核酸分子による(カーネーション White Unesco)の形質転換**
 - b. アグロバクテリウム及びカーネーション組織の同時培養
 - 二元ベクターpCG1470又はpCG1473(*)を含むアグロバクテリウム...を同時培養した。
- **例15 変更された花の表現型**
 - DFR/F3' 5' H変異株カーネーション品種White Unescoにおいて、トランジジェニック植物は紅藤色／青紫色である花を生成する。
 - (*)ペチュニア由来のF3' 5' H遺伝子とペチュニア由来のDFR遺伝子を含むプラスミド

で気をつけていただきたいのは、特許法29条1項3号の刊行物公知というものが概念として種苗法には存在しません。公然に発明(植物)が知られたもしくは公然に譲渡(実施)されていれば、特許法29条1項1号又は2号と同様、種苗法でも拒絶理由(種苗法第3条)に該当しますが、単にカタログに載っていました、例えばどこかで、学会で発表しましたというのは種苗法上何のペナルティーもありません。それが同じようにいわゆる新規性喪失の例外(未譲渡性)についても出願前に学術誌などの刊行物で公表してしまっていても、特許法30条と異なり、種苗法上の4条2項の適用がありません。もちろん、進歩性という概念もありません。

ここで、刊行物公知というものに関して、昨年度委員会で僕が初めてやりましたが、遺伝子組み換え植物にフォーカスを当てました。花の色を変える遺伝子というものです。資料2にはカーネーションについての特許権と育成者権と書いてありますが、この研究開発のゴールは青いバラです。

特許公報の実施例には、遺伝子2つを品種名がホワイトユネスコというカーネーションに形質転換しましたと書いてあります。また、表現型はこんなものですよと書いてあります。

一方、品種登録出願には、同じように、同じ遺伝子名が書いてあります。親株ホワイトユネスコに遺伝子を入れてこうやってつくりましたとあります。

出願日の関係から見ますと、両者(特許出願が先願、品種登録出願が後願)は特許法で言えば29条の2もしくは184条の13に該当するケースです。しかしながら、もともと種苗法というの、形質転換の方法や表現型が紙に書いてあったとしても、文献公知によっては何ら拒絶されないという特徴がありますので、両

資料2

品種登録8184号 種苗登録出願(1996年10月28日)願書

• 育成の目標

- 従来の交配品種では得られなかった青味の強い覆輪模様の複色の花色のカーネーションの育成を目標とした。

• 育成の経過

-ペチュニア由来のF3' 5' H遺伝子とペチュニア由来のDFR遺伝子を含むプラスミドをバイナリーベクターを用いてアグロバクテリウムに導入し、そのアグロバクテリウムを宿主であるカーネーション(ホワイトユネスコ)...共培養して感染させ...

優先日: 1995年5月15日
品種登録出願日: 1996年10月28日

特許であれば29条の2
(184条の13)?
国際公開日: 1996年11月21日

資料 3

遺伝子「特許」と 遺伝子組み換え『登録品種』

登録の名称	技術的範囲に含まれる新植物					特許番号	発明日	出願日	登録番号	基礎出願
	品種名	特許権者	特許権者登録番号	特許権者登録日	特許権者登録種別					
フライデー経路の酵素をもつタイニア品種名アズキ配子利化及びその作用	ペチュニア品種名'5' H' (フライデー)	H05-301846	1991/7/1	1994/1/13	3087246	PCT/AU92/00334				
更生された花の色を示すトランシスエンゲルハルト	ペチュニア品種名'5' H' ハニーチニア	HPD/ジヒロコラムノール-4	5343935	1995/5/15	1995/5/16	3585932	PCT/AU96/00296			
タマリンド	タマリンド品種名'5' H' ロッキーサーフ	2004-531294	2002/3/30	2008/8/29	4798574	PCT/AU2003/001111				
カーネーション親株(ホワイトユネスコ、ユネスコ、クレームシンデレラ) +遺伝子セトド(ペチュニア品種名'5' H' オ' パンジー'5' H' 5' 花遣伝子 & ペチュニアDFH)										
日本特許庁公表第352号公報による新植物の特徴	品種名	出願人	登録日	登録年月日	登録年月日	特許権者	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
E184	9222 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	タキイ	1986-10-23	1995-3-12	2000-6-21	ホワイトユネスコ	ハイブリッド	3' H' ホワイトユネスコ	ハイブリッド	3' H' ホワイトユネスコ
E185	9223 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	タキイ	1986-10-23	1995-3-12	2000-6-21	ホワイトユネスコ	ハイブリッド	3' H' ホワイトユネスコ	ハイブリッド	3' H' ホワイトユネスコ
I1006	11787 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	コロナフライ	1994-4-5	1995-3-22	2001-6-18	ユネスコ	ハイブリッド	3' H' ユネスコ	ハイブリッド	3' H' ユネスコ
J1762	15224 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	コロナフライ	2000-1-20	2000-3-20	2004-3-1	クレームシンデレラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデレラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデレラ
J1763	15227 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	コロナフライ	2000-1-20	2000-3-24	2004-3-1	クレームシンデラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデラ
K950	15228 日本農業研究開発機構 日本農業研究開発機構	コロナフライ	2000-1-20	2000-3-24	2004-3-1	クレームシンデラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデラ	ハイブリッド	3' H' クレームシンデラ

方とも権利化することが可能であるということです。また遺伝子特許につきましては、その遺伝子を用いた植物の品種登録出願が先に公開されたとしても、その品種登録出願公報に具体的に遺伝子配列が記載されているわけではないので、後願として遺伝子特許出願をしたとしても新規性違反とはなりません（資料3）。

資料4の権利行使手続に関してなのですが、バイオ分野の範疇にあるということを留意ください。基本的に現在特許になり得る、実施可能要件とかその他のものを満たすものに関しては2つのパターンがあります。遺伝子配列番号XXで規定される植物、これに関しましても概念としての植物です。その遺伝子配列を持っていればどんな植物であっても技術的範囲です。もう一つ、先ほど第1部でしたが、カズサ4号です。これは受託番号で規定される、植物そのものです。種苗法の保護対象は「品種」であり現物主義、特許法の保護対象は「発明」という抽象的概念でありクレーム主義と言っていますが、実は特許法でもかなり例外的に、現物を対象とする特許の取り方があります。

ちなみに、これはディスカッションなので、この両方の、受託番号か配列番号を含む出願を扱った方いらっしゃいますか。あまりいらっしゃらないですね。実はこの受託番号に関しましては種子を寄託するという感じでありますと、普通特許出願に必要なものは、明細書、請求の範囲、要約書、図面などの書面ですが、受託番号を取得するためには現物を寄託しなければいけないということで、限りなく種苗法に近くなります。ですから、特許法の寄託制度を使っている弁理士の方でしたら、種苗法に関してかなり敷居が低いのではないかと僕は思います。

資料5に権利行使について、対象の規定の仕方とし

1つの遺伝子特許から複数の品種登録
「特許出願公報」と『品種登録出願公報』は
必ずしも互いに影響しない

特許公報に「記載」されていても具体物たる「種苗」が流通していなければ、『品種』は登録される（同じ遺伝子を用いても区別できれば登録）。

品種登録出願公報には具体的な遺伝子配列が記載されていないため、特許審査基準上「刊行物に記載された発明」と認定されない。

(審査基準第二部 第2章 新規性・進歩性1.5.3 第29条第1項各号に掲げる発明として引用する発明(引用発明)の認定)3(刊行物に記載された発明)「ある発明が、当該刊行物の記載及び本願出願時の技術常識に基づいて、物の発明の場合はその物を作れ、また方法の発明の場合はその方法を実用できるものであることが明らかであるように刊行物に記載されないときは、その発明を『引用発明』とすることができない」

資料 4

現状「植物」特許はバイオ特許扱い
「抗体」特許

- ・「配列番号XXXで規定される植物」
 - 1品種を超えた遺伝子構成で規定される抽象的概念としての植物
 - ・「受託番号XXXで規定される植物」
 - 寄託した植物そのもの
 - 自然突然変異体でも顕著な効果があれば権利化可能

資料 5

權利行使手續

「配列番号Xの遺伝子を有し、その遺伝子に起因する特性Aと、
その他の特性B,Cを示す植物(生物受託番号Y)」

- 特許「配列番号Xで規定される植物」
- 遺伝子配列Xを有しているかどうか
 - 特許「受託番号Yで規定される植物」
- 寄託した植物そのもののみ
 - 品種『特性A、B、Cを有する植物』: 対比栽培で判断

“Xを有する特性A、C、Dを示す品種”:他の遺伝子構成に起因する→ D

“遺伝子構成が全く同じでも環境影響により異なって見える品種”

“Xを有しないが特性A、B、Cを示す他人のそら似の品種”

黒い花↔黒の遺伝子
⇒青土赤+黄の遺伝子

て3パターンを用意しました。①特許：配列番号Xで規定される植物。②特許：受託番号Yで規定される植物。③登録品種：特性A,B,Cを有する植物。ただし、特性は対比栽培で行われたことによって比べます。

まず、最初に「配列番号 X を有する特性 A, C, D を示す品種」というものがあったときに、基本的に特性 A は配列番号 X で示される遺伝子に起因するものだとしますと、たとえ特性上 D という顕著な違いがあったとしても、①の権利範囲に含まれます。一方、

②及び③の権利範囲には含まれません。特許法上では、この遺伝子を持っている限りにおいて、他の特性が異なっていても、基本的には権利が及ぶということです。

次に「遺伝子構成が全く同じでも環境によって異なる品種」というものがあったとします。これは①～③のすべての権利範囲に含まれることになります。種苗法においては同じ環境下での対比栽培で比較すべきだからであり、特許法においては、後ほど述べますが、特性は遺伝子構成に起因するものだからです。

一方、「配列番号 X の遺伝子を有しないが特性 A, B, C を示す他人のそら似品種」というのが存在し得る可能性があります。たとえば黒い花というものが黒い遺伝子によってできている場合をイメージしてください。でも、これって、黒ですから、光の三原色3つまぜても黒ですよね。赤、青、黄色まぜて黒になった花というものに対しても特性上は区別がつかない。その場合、特性のみで判断される③により規定される育成者権の権利行使はできるのですが、当然ながら特許法での①と②のパターンでは権利行使できません。このような権利行使できる対象の違いといったものが出て

資料6

種苗法の歴史的背景

特許法	種苗法
昭和34年特許法 (~昭和50年)	農産種苗法(～昭和53年) - 「種苗の新品種につき名称の保護を認める」
- 32条により「飲食物」は特許の対象にあらず	- 敗戦後の食糧事情が逼迫している中で、不良種苗の取締りを主たる目的とし、従として優良種苗の育成の助長を奨励する
- 産業分野におけるわが国の技術開発力が先進諸国に比べて低かったため、外国企業によって物の形での特許を取得されることによりわが国の産業が蒙ることとなる	

てきてしまいます。

ここで特性と遺伝子（構成）についてですが、原則育成者権の権利範囲を規定する特性とは、品種登録出願時に提出する出願人が規定した特性ではありません。

【浅野】 それでは、今度はその特性表、あるいは重要な形質という点でどう違うのかという話ですが、種苗出願する場合に特性表を提出するわけですね。

【井上】 はい。

【浅野】 ですが、それはあくまで参考資料でしかないというような話が何度も出てきました。その辺のところはどうですか。

【井上】 基本的に特性表に記載される特性というのは、先ほど先生がおっしゃったように、対比栽培で比べる差異なのです。基本的に植物ですから、北海道で栽培した場合と沖縄で栽培した場合、季節が違う場合等によっていろいろな影響を受けてしまうわけです。これに関しましては、昭和 50 年産業分野別審査基準を見てみると、特性という意味が非常によくわかりますので、また後でお話ししたいと思います。

2. 種苗法の歴史的背景と現状

【浅野】 では、さきほど言いかけて、種苗法の歴史的な背景に進みますか。

【井上】 はい。この両方の権利が、二重保護が可能になり、また、こういった権利範囲が複雑に錯綜しているようなことが認められていることに関しましては、歴史的な背景があります。具体的には昭和 50 年代に非常にクリティカルなことがありますてこういう状況になっていますが、正直僕はそのころは弁理士どころか、まだ小学生にもなっていないような状況なので、その当時から弁理士であった浅野先生にお話しを

UPOV条約 昭和57年加盟

特許法	種苗法
昭和50年特許法 (~平成5年)	種苗法(昭和53年) - 農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定められる「農林水産植物」が対象
- 32条の規定から「飲食品」が削除。	- UPOV条約加盟のための修正
- 植物新品种に関する審査基準(産業分野別審査基準)	
- 繁殖様式の如何んを問わず、他の個体群とは区別できる特性をもち、産業上利用できる程度の均等性及び永続性を保持しえる植物の個体群に属する「植物」	

UPOV条約加盟(～1991(平成3)年)
「特許法」と「特別法」の二重保護を禁止していた

1991年UPOV条約改正 特許法と種苗法の二重保護を認める

特許法	種苗法
1993(平成3)年 - 従来の産業別審査基準を廃止し、原則一般基準に統合。	1998(平成10)年法 - 「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、した類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物」
- 新技術分野(コンピュータ・ソフトウェアやバイオ関連)の進展にも対応	
2000(平成12)年 - 植物の種子の寄託開始(日本)	
- 遺伝子構成により規定される技術的思想としての植物だけでなく、現物である植物も保護可能に	

頂きたいと思います（資料6）。

【浅野】 私よりもっと先輩の先生が多分この場の席にもいらっしゃるのではないかと思うのですが、せっかくのご指名なので、その頃の話を少しさせてください。

もともと UPOV 条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）という条約、パリ条約みたいなものですが、これはなぜできたのかというお話をしたいと思います。その頃は、ほんとうは農家の人が育種業者は特許法を使いたかったらしいです。ところが当時は高度成長期ですから、出願件数が例えれば昭和55年では特実合計38万件強、弁理士数は確か2,500名強で、とてもじゃないけど対応する余裕がないということで、あまり熱心じゃなかったと聞いています。結局、つれない態度をとってしまったのです。それじゃしようがないということで、自分たちでつくろうとなつてつくったのが UPOV 条約なのです。ですから、UPOV 条約は当然パリ条約に似ているのです。

そのような状況の中で、小型特許みたいなイメージでつくったようです。UPOV 条約における名称の要件は戦時下の農産種苗法に由来しているようです。農産種苗法は、不良な種がつくられてしまうと食料生産に間に合わないから、たくさん増産するためにいい種をおこしたいのできちんとした種で流通してください、という趣旨でできていた法律です。ですから、行為規制法になっており、今の育成者権のような権利主義ではなかったわけです。歴史的には以上の背景がありました。

二重保護に関し、保護の方式について言いますと、当時、UPOV 条約は、一元論をとっておりました。今 の UPOV 条約は二元論をとっており、特許法でも種苗法でも保護ができるというように変わっていますが、1978年当時の UPOV 条約は一元論の下、種苗法か特許法のどちらか一の方式で保護して下さいとい ものでした。特許法でも保護するし、新品種保護法でも保護するといった二つの方式で保護している国、例えば米国は、留保条項を使用していたのです。ただし、米国でも二重保護にならないように、片や有性繁殖、片や無性繁殖というような違いで分けていました。日本は、両方で保護できる状態だったのですが、留保条項を使わなかったのです。だから、自動的に1個の方式でしか保護できない。ということになると、特許法で保護するのか種苗法で保護するのかという問

題が生じてしまい、当時の特許関係者が不熱心なこともあるって、結局は農林水産省主体でやろうということに落ちつきました。けれども、法律上は、不特許事由でもないから、特許法でも保護可能な状況だったのですが、特許出願されたものはどうなったかというと、残念ながら拒絶が多かったように聞いています。当時は遺伝子工学ものなんてなかったので、メンデル交配物だとあまり違いが出ないのです。種苗登録的には特徴が出るけれども、特許的にはあまり違いが出ないということで、それを進歩性という概念でみてしまうと進歩性が殆どなく、拒絶となります。また、再現性が出ないことが多いので反復継続性がなく、29条1項柱書違反や実施可能要件違反で拒絶していたと聞いております。

【井上】 今現状どうなっているかということですが、平成3年の産業分野別審査基準廃止と平成12年の植物種子の寄託制度開始の間に何があったということに関しまして長谷部先生からお話をいただければと思います。ただ、現状はこうです。現物の植物特許については、品種登録と対象が全く同一のようなものも2000年（平成12年）ぐらいから特許可能になったというのが現状です。

【浅野】 ありがとうございます。次に、遺伝子組み換え植物とメンデル交配品種の問題点を話題にしたいのですが、まずは遺伝子組み換え植物の品種登録について、井上先生、説明してください。

【井上】 遺伝子担当の井上です。基本的にメンデル交配とは、父親株と母親株を掛け合わせて子株をつくるものです。基本的に、突然変異があったとしても、0が1になることがないのがメンデル交配法則です。なぜ世の中に青いバラが存在しないかというと、青い遺伝子がバラの中には存在しなかつたからです。ないものはどう頑張ってもできない。ただし、赤いバラを、赤い遺伝子を働きなくして白いバラにすることは突然変異とメンデル交配でもできます。ないものはない。どう頑張ってもメンデル交配ではできないというものがあるのです。それがメンデル交配法則の限界です。

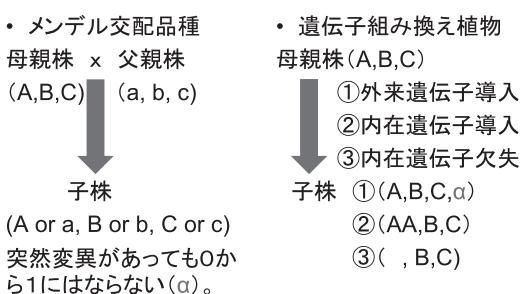
一方、資料7に示すように、遺伝子組み換え植物というのは3種類パターンがあります。①外来の遺伝子を導入するパターン、これがさっき言った青いバラのパターンです。②実はあまり知られていないのですけれども、内在の遺伝子をまたさらに入れてあげるも

の。つまり、赤いものをより赤くするための遺伝子導入。③逆に、内在の遺伝子を欠失させるというパターン。これは赤いものを、赤い遺伝子を働かなくさせて白くするというパターンの3つであります。つまり、①aが入る、②内在のAをAAにする、③Aをなくすというパターンがあります。

資料8は具体的な花の例ですけれども、上が外来の遺伝子、カーネーションにペチュニアとパンジーの遺伝子を入れるという、①のパターンの例です。詳しくは去年度の農林水産知財対応委員会の答申書に掲載さ

資料7

遺伝子組み換え植物 メンデル交配品種



資料8

遺伝子組み換え植物の品種登録

① 外来遺伝子導入(カーネーションにペチュニアor/andパンジー遺伝子)							
登録番号	登録者名	登録品種名	登録年月	出願年月	特許登録年月	登録者登録の品種名	特許登録の品種名
11184	9222	Dianthus barbatus L.	1991/10/20	1990/9/12	2000/6/27	ホワイトスコット	ペチュニア'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11185	9223	Dianthus barbatus L.	1994/10/20	1990/9/12	2000/6/27	ユヌスコ	ペチュニア'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11186	11197	Dianthus barbatus L.	1991/6/3	2000/2/22	2003/11/18	ユヌスコ	パンジー'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11187	10224	Dianthus barbatus L.	2001/1/21	2000/1/24	2004/3/2	クリームシンドラ	パンジー'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11188	10227	Dianthus barbatus L.	2001/1/21	2000/1/24	2004/3/2	クリームシンドラ	ペチュニア'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11189	11196	Dianthus barbatus L.	2001/2/28	2000/1/24	2004/3/21	クリームシンドラ	ペチュニア'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11190	11197	Dianthus barbatus L.	2001/2/28	2000/1/24	2004/3/21	クリームシンドラ	ペチュニア'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11191	11198	Dianthus barbatus L.	1992/1/1	1990/9/12	2001/1/12	サルシニア	パンジー'93' g/H ベトミニ'9DFR'
11192	11199	Dianthus barbatus L.	1992/1/1	1990/9/12	2001/1/10	サルシニア	パンジー'93' g/H ベトミニ'9DFR'

② 内在遺伝子導入(トレニアにトレニア遺伝子)

② 内在遺伝子導入or③欠失は
メンデル交配+自然突然変異でも再現可能

れています。下にあるもう一つは、トレニアの内在性の遺伝子を、同じトレニアの遺伝子に入れるという、②のパターンの例です。これも品種登録されます。ただし、気をつけていただきたいのは、②の内在遺伝子導入と③の遺伝子欠失のパターンは、通常の交配+突然変異でも十分対応、再現し得ます。つまり、これで品種登録された後に、偶然通常交配で花の色が濃くなったり、もしくは花の色が薄くなったりというものに対しても権利が及んしまう可能性があるのです。でも先ほどの規定の仕方のパターンで示した「特許：配列番号Xで規定される植物」の場合は、通常交配+突然変異によるものに対して基本的に権利は及ばないことになります。その辺の具体的な違いが出てきてします。

次に、遺伝子組み換えの品種登録についてですが、ここで、先ほど、特性という言葉について後で述べると言いましたけれども、今、現在の特許審査基準上、「特性」と「遺伝子」の関係について言及されておりませんが、昭和50年の審査基準にはありました(資料9)。特性というのは、遺伝子というのが決まれば特性表現形質がわかるよねというものです。でも、昭和50年ですから、遺伝子構成を規定するための遺伝子配列決定なんてまだまだ夢の夢でできませんから、しようがないから特性で規定してやろうとなりました。

しかしながら現在の審査基準でもそうですが、その植物の特性がそのまま発明としての効果になる場合、あるいは特性からその効果が自明に引き出される場合、つまり、発明の請求項に特性を書いたとしたならば、それが当業者の予想を超える顕著な効果と主張するのは、今であればかなり難しいと思いませんか？

こういうことがあって、特許法上この時点(昭和50年)で、遺伝子でとかそういったもので特定できれば

資料9

「植物新品種」に関する審査基準 昭和50年

・ 明細書の記載要件

- 品種の属する植物自体の発明の構成は、品種に属する植物自体であるから、その植物を明確にすることが当然の前提となる。
- そして植物は、多数の遺伝子が集まり遺伝子構成を形成し、その遺伝子構成により、特性を発現するのである。
- 従って、品種に属する植物自体を明確にするには、遺伝子構成によることとなるが、現在、遺伝子構成により植物を特定することが困難な場合が多く、特性により植物を特定する方が多く行われているので、遺伝子構成により特定できない場合には、特性により品種に属する植物自体を明確にすることになる。

「植物新品種」に関する審査基準 昭和50年

・ (発明の)効果の判断

- 品種に属する植物自体の発明は、遺伝子構成によって技術的思想を具体化するのが最もよい方法であるが、現段階では遺伝子分析が完全に行われていないから特性で技術的思想を表さざるを得ない。
- しかし、その特性はそのまま効果となる場合あるいは特性から効果が自明に引き出される場合が多く、したがって、この場合には効果の判断は発明の構成そのものあるいは発明の構成から自明に引き出されたものによって行う。

よかったです。遺伝子配列決定が難しくて、特徴を認めると自明について考えてねということが当時の特許法の審査基準です。それで、先ほどの浅野先生のお話と組み合わせて考えていただくと審査のスタンスがよくわかつていただけだと思います。

遺伝子組み換え植物の特性に関しては、要するに遺伝子構成で特性が決まるのですから、外来遺伝子導入、内在遺伝子導入、内在遺伝子欠失、どれも特許法上では特性です（資料 10）。ただし、先ほど第 1 部の基調講演でも伊藤先生がおっしゃっておられましたが、重要な品種ほど細かい複数の重要な形質があることに鑑み、種苗法上の「特性」というのは「重要な形質に係る特性」をいうと規定し直しております。

これは、弁理士の皆さんならわかると思いますが、請求項の記載が長いほど権利範囲は狭く、請求項が短いほど権利範囲は広いという概念と同じと考えてください。つまり、特性表の記載が細かければ細かくなるほどいろいろな品種がたくさん存在していて、区別はつきやすいですが、権利範囲は狭くなります。先ほど伊藤先生もご説明されたかと思いますが、平成 26 年 3 月 24 日農林水産省告示第 449 号（種苗法第 2 条第 7 項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件）が平成 26 年 3 月 24 日付けで公布され、同年 5 月 1 日付で施行されました。今までざっくりと、特性表に記載する特性として花の大きさとか花の規定等があったのが、非常に細かくなっている品種が幾つもあります。つまり、日本国内ではどうかわかりませんが、それだけその品種のニーズが UPOV 条約加盟国のいずれかでできているということです。

資料 11 は、従属品種という考え方です。これは種苗法 20 条 2 項に規定されていますが、特許法 72 条に

資料 10

遺伝子組み換え植物における「特性」

- ・ 特許法：「そして植物は、多数の遺伝子が集まり遺伝子構成を形成し、その遺伝子構成により、特性を発現するのである」（昭和 50 年「植物新品种」審査基準）。
 - ・ 種苗法：既存品種と区別するための『重要な形質（形状、色、耐病性等）』：種苗法 2 条 7 項の規定に基づく重要な形質
- | | |
|------------------------------|---------|
| ① 外来遺伝子導入 (A,B,C, α) | どれも「特性」 |
| ② 内在遺伝子導入 (AA,B,C) | |
| ③ 内在遺伝子欠失 (,B,C) | |
- 必要（UPOV 条約準拠）に合わせて「特性」を「重要な形質」に規定しなおしている。→重要な品種ほど細かい複数の「重要な形質」＝「請求項の文言の長さ」

近い規定です。利用しなければ発明が実施できない発明、利用関係にある発明ですね。規則に書いてある育種方法で、変異体の選抜、戻し交配、遺伝子組み換え、細胞融合によってごくわずかな特性のみ変化させて育成された品種というのは、これは登録可能ですが、もとの親株の種苗育成者権を持っている方の許諾がなければ育成等できないという規定です。考え方として、登録品種を利用した育成方法で育成された品種は特許法 72 条と同じように権利の制限があるよというのが種苗法上の規定であって、それがいわゆる従属品種と言われるものです。

3. 育種増殖方法における反復可能性の判断基準

【浅野】 ありがとうございます。次の話題の植物についての特許法、種苗法の二重保護に進みたいと思います。長谷部先生、お願いします。

【長谷部】 平成 10 年（行ツ）19 号という最高裁の判例の判示事項等を紹介させていただきます。この件は、桜桃の育種増殖法事件ということで、品種そのものではないわけです。もとの出願が昭和 52 年の特許出願です。品種の出願もあったと思いますが、途中で増殖方法という形で登録になって、それについて無効審判等が出されまして、その無効審判でも権利は取り消されずに生き残りました。それが高裁に上がって、さらに最高裁に上がったという事例です。先ほど審査基準の話もありましたが、そういった産みの苦しみのあった当時のことが反映されている事例です。

突然変異とか交配とかを重ねて品種をつくったというものなのですが、親となる株があるとき無くなってしまったという状況になっていまして、そうすると特許法上、要するに再現性がないのではないかが争われました。物の製造であれば、原材料等を、ステップを

資料 11

従属品種とは（20条2項）

＝特許法 72 条に相当

『登録品種』を使わなければ育成できない品種

- ・ 種苗法施行規則第 15 条に定めている
育種方法（①変異体の選抜②戻し交雑③遺伝子組み換え④細胞融合（非対照融合に限る）により、登録品種のごくわずかな特性のみを変化させて育成された品種（登録可能）
- ・ ＝Product by process（登録品種を利用した育成方法で育成された品種）

踏めば同じものが再生産できるというのが科学的な物の考え方ですが、植物の場合、一度作成されたものは別に同じ過程をとって作成する必要はないわけです。手に入れるためには、増殖手段としては、種もあるし、挿し木で、栄養繁殖で得るということも可能です。しかしながら、最初からもう一度、交配して作出することができる必要があるか、できないものは要するに反復可能性がないというような無効理由が主張され、争われたものです。

最高裁では、その点について、植物の新品種を育種、増殖する方法に係る発明の育種過程における反復可能性は、簡単に言うと、親株がなくても充足するのだと判示しました。親株がなくても、ほかの手段で提供できる以上、充足するということです。植物の新品種を育種し増殖する方法に係る発明の育種過程における反復可能性は、科学的にその植物を再現することが当業者においても可能であれば足り、その確率が高いということは必要としないと判示しています。一度できたという事実は、それは紛れもないことだから、それは科学的にできたということで、その後の反復増殖については保証されていれば問題ないでしょう、という中身だと思います。品種そのものについて争ったわけではないですが、増殖方法という観点で、こういった争いがあり一応最高裁の判例が出たということでございます。

【浅野】 ありがとうございます。今の育種増殖方法についてちょっとだけ時間ください。まだ私が弁理士になったばかりのころに、「育種増殖方法」というクレームにした場合、増殖しない限り権利侵害にならないから「余計な限定要素じゃないの?」と先輩の弁理士に文句をつけたことがあるのです。ところが、今の最高裁の判例を見ると、まさに、育種はできたけれど、その反復性が非常に小さくても、もう育種されたのだから、その育種された種を使って増殖すれば反復可能性が出るのだと考えれば、「育種増殖方法」における増殖なんていう余計な要件はどうなんだというあまり知識がないころの質問に対しては、今のお話で「あ、なるほどな」ということが分かります。決して増殖方法における増殖という要件は無駄な要件じゃないということですね。

次に、登録品種、対比試験で用いた品種、被疑侵害品種との関係について、高松先生、簡単にお願いします。

【高松】 要するに、種苗法の場合には現物主義をとっているので、登録された品種と今その登録品種と思っている何世代か重ねた品種が同じ品種かどうかというの分からぬのです。ですので、登録品種と登録品種と思われる品種とが同一品種であることを確かめてから、実際の被疑侵害品種と比較しなければいけないという、2段階の立証をしなければいけない。特許法ではクレームと被疑侵害製品とを比較すればよいのですが、種苗法の場合は2段階の立証をしなければいけないところが特徴的だと思います。

【浅野】 ありがとうございます。一般の訴訟から見ると、特許侵害訴訟自体がクレームの解釈から始まりますから、難しいというのはよく聞くところなのですが、種苗登録の場合は、現物ですから、現物がさらに再現性があるのか、いわば、他人と比較する前に自分自身があるのかというところから始まってしまう点で難しいということをおっしゃっているんだと思います。DNAマーカーの点はどうでしょう。

【井上】 基本的に今、遺伝子マーカーというものを使って品種を識別しようというのをやっています。ここで、DNAマーカーのことをわかる方もいらっしゃると思いますが、わからない方も多いと思います。

DNAマーカーというのは、先ほど、種苗の特許法の昭和50年の審査基準にあった遺伝子構成とは違います。DNAマーカーというのは、系統の目印となる、系統に特有なDNA配列のことです。DNA配列には違いがたくさんあるのですが、必ずしもそれがDNAマーカーとして使えるわけではありません。さらに、DNAマーカーは特性を規定する遺伝子構成ではありません。DNAマーカーは100%ではありません。鑑定が100%ではないということです。資料12をご参照ください。

4. 知財マネジメント

【浅野】 ありがとうございます。次に、知財マネジメントに移りたいと思います。この点、東山先生、ご説明していただけませんでしょうか。

【東山】 静岡で事務所を開いている関係で現場の営農者等々と直接接する視点からのお話になろうかと思います。今までの議論は、かなり大規模な種苗会社とかの話になるのですが、地方で問題になる、例えば種苗法の問題では勝手に増殖して売ったトラブルが殆どです。イ号物件を争うなんていうことはありません。

それから、特許を選ぶか品種登録を選ぶか。この辺は、今までのお話でいろいろ選択されればよろしいかなということです。また、ノウハウとかライセンス、特許については、結構栽培方法といったものはノウハウにしております。

【浅野】 高松先生、ゴールドキウイの事例について簡単にお願ひします。

【高松】 はい。今までの議論では、品種登録制度が、何か使い難いみたいなことを少し説明したのですが、一つ成功事例みたいなものをと思って挙げてみました。

ゴールドキウイというのは皆さんご存じですか。普通のキウイというのは中身の色がグリーンだと思うのですが、黄色のものもあるのです。そのゴールドキウイ、実はある企業が品種登録して、品種登録制度をうまく使っていると考えています。具体的には、この企業は、ライセンス契約をした契約農家にしかゴールドキウイを作らせていないのです。それで、市場に出すものについてはゴールドキウイという商標をつけて供給しています。このような場合には、市場で売買されるものが価値のある部分であって、品種登録上の重要

な形質に係る特性となっているならば、これが例えば販売されていたら、これは育成者権侵害しているねというのは明らかに分かります。したがって、こういう価値がある部分であって他のものとは重要な形質が明らかに違う品種であれば、契約と組み合わせて育成者権もうまく使えるのではないかという一つ事例として取り上げました。以上です。

5. 種苗法による保護と商標法による保護との関係

【浅野】 ありがとうございます。もっとやりたいのですが、時間も押しておりますので、ここで次の、商標法による保護と種苗法による保護について話題を移したいと思います。中嶋先生、まず商標法による保護と種苗法による保護、それから、続けて地理的表示規制についてご説明してください。

【中嶋】 最初のトピックは、登録名称と登録商標の関係、「種苗法と商標法の交錯」についてです。詳細については、平成22年度及び23年度の本委員会答申書と、『パテント』2011年8月号の43~57ページに掲載された、浅野卓氏による「種苗法と商標法の交錯」を

資料 12

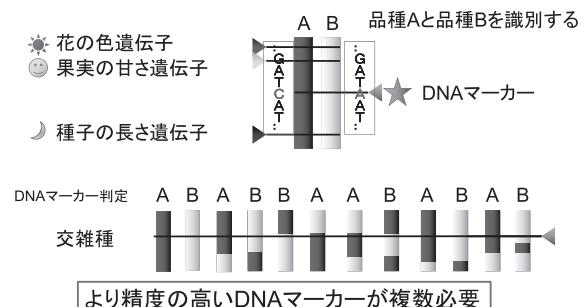
DNAマークーとは？

DNAマークー≡遺伝子構成ではありません

• DNAマークー

- 系統(個人の特定、親子・親族関係、血統あるいは品種など)の目印となる、系統に特有なDNA配列。
- DNAの違いは様々ありますが、そのすべてがDNAマークーとして使えるわけではありません。
- DNAマークー≠「特性」を規定する遺伝子構成ではありません。
- DNAマークーによる鑑定は100%ではありません。

DNAマークー



詳細なDNAマークーを決定するためには
ゲノム(個体のもつすべての遺伝子構成情報)の決定
が必要です

食用イチゴ全ゲノム解析終了 2013年11月27日
「Dissection of the Octoploid Strawberry Genome by Deep Sequencing of the Genomes of Fragaria Species」
DNA RESEARCH 21, 169–181, (2014)

カーネーション全ゲノム解析終了 2013年12月18日
「Sequence Analysis of the Genome of Carnation (*Dianthus caryophyllus* L.)」
DNA RESEARCH pp. 1–11, (2013)

トマトゲノム解析終了 2012年5月31日
「The tomato genome sequence provides insights into fleshy fruit evolution」
Nature 485, 635–641, (2012)

植物のゲノム>>ヒトゲノム

- 植物の遺伝子情報はヒトより大きい。
- ヒトが2倍体(父親と母親から1セットずつ)なのに対し、植物は高次倍数体で存在している(表現型と遺伝子構成の関係が複雑)。
- 経済的にも対費用効果の高い植物以外詳細なゲノム解析は難しい。

ご参照下さい。

登録商標が、識別標識として商標権者が独占使用するものであるのに対して、品種名称は、外観のみでは識別困難な登録品種を特定するための普通名称として使用するためのもので、これについては独占権が及ぼません。一方で、品種名称と登録商標は、登録された後は相互に排斥する関係にあり、登録品種の名称又はそれに類似する商標は、商標法4条1項14号で拒絶されます。商標法の逐条解説や商標審査基準には、育成者権の消滅後も、登録品種の登録名称は一般に普通名称化すると考えられるために、との育成者権者も当該登録名称と同一名称については商標登録を受けられないとの記載があります。

種苗法4条2号及び3号は、登録商標との関係で名称要件を満たさない場合について規定しています。

商標法及び種苗法の両者とも、品種名称と登録商標の関係についての調整規定を置かず、相互に排斥し合う関係にあるのは、商標法及び種苗法が、それぞれ互いに異なるユーザーを想定していたため、そもそも調整の必要がなかったことによると思われます。しかし、農商工連携や6次産業化の進展に伴って、植物の品種名称とその収穫物、加工品の名称がオーバーラップしてくる場面、いわば、登録商標と登録品種の名称、種苗法と商標法とが交錯してくる場面が、最近の農業振興施策との関係でクローズアップされつつあります。

今まで、品種登録制度は、我々弁理士にとって必ずしも身近なものではなかったわけですが、商標に関しては、実務家として長年にわたり経験を蓄積してきた我々弁理士は、総合的な知財サービスの提供という観点から、登録商標と品種名称の関係について知っておく必要があると考えます。

品種登録出願においては、品種名を具体的に記載することと、登録品種の利用という概念が、種苗そのものに加えて、収穫物、加工品にまで及ぶ場合がある一方、商標登録出願においては、指定商品等は、通常包括的に記載をすると思いますが、種子・種苗とその収穫物、加工品といったものが互いに類似するとは限りません。類似という概念について、種苗法と商標法との間で必ずしも同一ではないわけですが、後ほどご説明する審決例にも、その相違が現れているケースがあります。

種苗と類似の商品・役務に関し、商標登録出願にお

いては、もちろん商標審査基準に即した検討が必要となります。種苗とその成果物、収穫物、加工品との類否に関し、いちごを例に取ると、いちごの苗、いちごは共に31類に属していますが、類似群コードがそれぞれ異なっており、いちごを原料とした菓子・パンについては30類で区分が異なっておりますし、類似群コードも違います。更に、種子については苗と類似群コードが異なっており、種苗法上、いわゆるカスケードの原則の下で権利が及ぶ一連の商品群について、商標においては必ずしも類似商品として取り扱われません。

農水省の品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>) に記載の「品種名称の審査基準」の別表1、2に、種苗に類似する商品、種苗又はその種苗と類似の商品に関する役務に関する例示があります。例えば稻の種子、苗というのは米と類似します。これは稻に限らず、種子類、苗全般に関しては、苗の仕立てという役務と類似することが挙げられております。

商標登録と品種名称の関係について、「紅ほっぺ」と「あまおう」の2つのケースが有名ですが、品種名称と登録名称の決定に際し、取引者とか需用者への周知を図る上で、どういう戦略をとるのが有効であるかということを検討する必要性を痛感させられる事例です。「紅ほっぺ」については、「菓子、パン」について、育成者以外の第三者が商標登録を受けてしまい、加工品についてはその商法権者の許諾なしには育成権者も「紅ほっぺ」の名称が使用できなくなっています。一方、「あまおう」については、「福岡S6号」という名称で品種登録を受け、「あまおう」という名称について登録商標になっています。

次に、登録名称に関連する商標に関する審決例をご紹介しようと思います。拒絶査定不服審判及び無効審判の審決について、品種登録期間中の登録名称に係るものと品種登録期間が経過した登録品種名称に係るものについて、本委員会でピックアップしたものが17例あり、今回はその一部について簡単にご紹介させていただきます。

資料13については、後日電子フォーラムで公開されると思いますし、先ほどお示しした『パテント』2011年8月号の中に、ベースとなる表があって、もっと詳細な説明がついておりますので、詳しくはそちらをご覧下さい。

一般論として、品種登録期間中の登録品種名称と同

一または類似の商標については専ら商標法4条1項14号が適用され、非類似のものについては、場合によっては3条1項3号、4条1項16号が適用され、名称及び商品・役務のどちらか一方が非類似であれば登録をされる可能性が高いです。

一方、品種登録期間が経過したものについては、原則4条1項14号の適用がなく、品種登録期間経過後の登録品種名称と同一又は類似の商標については、審査基準等によれば、一般に普通名称化するため3条1項1号が適用されるということになりますが、品種の周知度によっては必ずしも普通名称と言えるかどうかはわからないので、場合によっては3条1項3号で拒絶されるケースというのも出てくるかもしれません。包括名称になると、3条1項3号に加えて4条1項16号の問題が生じる場合もあり得ます。

ただし、育成者権消滅後の登録品種名称と同一又は

類似の商標について、4条1項14号を適用して拒絶することは条文上排除されておらず、実際同号が適用された事例があります。

審決例1、17は、品種名称と商標が同一（「雪化粧」）のものです。あと、指定商品については、品種名称を含む包括名称が含まれています。「雪化粧」の品種登録は、「カーネーション」については保護期間満了、「鑑賞樹」については登録が生きていました。審決の結論は、カーネーションについては、登録期間が満了していますので、品種名称として一般に使用されているものということで、識別力を欠くものと判断されました。ただし、適用条文は、3条1項1号ではなくて6号です。登録品種以外の花卉類については、誤認混同のおそれありということで4条1項16号に該当すると判断されました。「木」については、4条1項14号が適用されています。本事案から得られる教訓は、出

資料13

審決例	審判番号	品種名称・植物	登録商標・指定商品等
1、17	審判平11-7990	雪化粧 カーネーション、木	雪化粧 第31類「花、木…」
2、8	不服2000-5848	サマースイート とうもろこし	SUMMER SWEET 第31類「人の食用に供するとうもろこし、野菜の種子…」
3、7	無効2000-35542	かぐや姫 稲	かぐや姫 第30類「米、食用粉類、べんとう…」
4	不服2005-20095	夢しづく 桃	夢しづく 第31類「果実、その他」
5、6	異議2004-90158	紅ほっぺ いちご	紅ほっぺ 第30類「菓子、パン」 第31類「果実」
9	不服2004-17749	スリーピングドーン あいとゆーき シンビジウム	あいとゆーき 第31類「シンビジウム」
10	不服2003-8799	サマースイート とうもろこし	SOMERSWEET 第30類「菓子、パン…」
11	無効2002-35284	ベニハヤト さつまいも	紅隼人 第30類「アイスクリーム」
12	不服2000-13660 不服2000-13661	グリーンウェーブ メロン	Schwabe Greenwave 第29類「加工野菜及び加工果実」 第32類「ビール、…」
13	審判平11-13921	めぐみ ぶどう	めぐみ／MEGUMI 第31類「甜菜の種子」
14	不服2003-21860	大雪 さくら	大雪の花 第31類「きく、ばら、…」
15	不服2009-1801	おろち ポインセチア	おろち 第31類「大根の種子」
16	不服2002-4926	小春 菊	小春 第31類「ねぎの種子、苗」

願商標が一般に普及している品種名称と同一の場合、3条1項1号、場合によっては3号又は6号違背を理由とする拒絶理由の解消というのは困難と考えられるということです。

審決例2、8（「サマースイート」）も、基本的には審決例1、17と同様のケースです。

加工品等を含むケースとして、品種名称及び出願商標が共に「かぐや姫」である審決例3、7で、登録品種は「稲」、指定商品は、収穫物である「米」、加工品である「食用粉類」、「べんとう」等です。この例では、4条1項14号該当ということで拒絶されていますが、本来、品種包括名称に係る収穫物は同号の射程外です。その他の商品については、3条1項3号、4条1項16号等が通知されています。

審決例4（「夢しずく」）は、「桃の種苗」と「果実」が非類似商品だということで4条1項14号が適用されなかった事例です。「桃」以外の「果実」について登録が認められていますが、果たして妥当な判断なのか、4条1項16号等の適用があつてもよかつたのではないかという批判もある事例です。

審決例5、6は、先ほど説明した「紅ほっぺ」の例です。

審決例9（「あいとゆーき」）は、登録品種、指定商品共に「シンビジュム」で、品種名称（「スリーピングドーン あいとゆーき」）の一部を含んでいる出願商標に関するものです。本来4条1項14号に該当するケースですが、品種登録が取り消されてしまったので、4条1項14号に非該当として登録をされました。ただ、4条1項16号該当という判断の余地もあったのではないかという疑問が投げかけられている事例です。

審決例10は、出願商標「SOMMERSWEET」の例で、これから直ちにとうもろこしの登録品種「サマースイート」を想起させるものではないため、3条1項3号、4条1項16号非該当という判断がなされた例です。

審決例11（「紅隼人」）は、品種名称に類似の商標であるため、3条1項3号、4条1項16号に該当するという判断がなされた例です。

審決例12の出願商標（「Schwabe Greenwave」）は、品種名称（「グリーンウェーブ」）を一部に含んでアルファベット表記されている例ですが、商標の後半部分を捉えて直ちにメロンを想起させるとは言いがたいと

いう理由で、4条1項16号非該当という判断がなされています。

審決例13は、品種名称、出願商標が同一（「めぐみ」）、登録品種が「ぶどう」であるのに対して指定商品が「甜菜の種子」である事例ですが、取引の実情を考慮して4条1項16号に非該当ということで登録になつたといふものです。

審決例16は、登録品種が「菊」、指定商品が「ねぎ」の種子、苗で、明らかに非類似品種ですが、類似商品と判断されたという例で、品種を限定したとしても、取引の実情等によっては類似商品と判断されるおそれがあるということ、登録期間満了後であるにもかかわらず4条1項14号が適用されたといふ例です。

国内では、品種登録期間満了後に、品種名称は普通名称化するという考えがとられているわけですが、外国では必ずしも同様な判断がなされない可能性があります。中国で「越光」だと「一目惚」とか「秋田小町」というのが、漢字を当てて商標登録されている例というのがたくさんあります。海外進出される場合には、地名等に加え、登録品種名称についても抜け駆け的な登録というのがなされる点にご注意いただきたいという問題提起でした。

【浅野】 ここまでとところで、多分今の説明の中で大きな注意点が2つ出たと思いますが、1つは、商標法では、種苗と、収穫物・加工品とは違う商品区分であり、また非類似商品なので注意してくださいというのが第1点。それから第2点が、商標法上の商品概念と種苗法上の品種の概念が違うので注意してくださいというのを審決例を使いまして説明していただきましたと。あと何かありますか。

【東山】 言わずもがなのですが、ご本人の種苗登録だから少なくとも本人は商標登録できるだろうとの誤解、これは随分多いです。これは押さえておいてください。

【浅野】 東山先生、ありがとうございます。まさに実務をやっているとそういうのが、当然本人だからいいだらうという気で依頼されるのですが、残念ながらだめだということです。

では、引き続き地理的表示規制について中嶋先生、お願いします。

6. 地理的表示の保護

【中嶋】 続きまして地理的表示の保護制度について

のお話に移らせていただきたいと思います。地理的表示というのは知的財産としては比較的新しい概念で、TRIPsの22条の第1項における定義が国際的に最もコンセンサスが取れているものだと思われますので、それをご紹介します。地理的表示というのは、「ある商品に関して、その確立した品質、社会的評価、その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域またはその領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであるということを特定する表示」で、端的に言うと、産地名プラス產品の普通名称というのが最も一般的な地理的表示に当たるかと思います。

それ以外に、例えば日本の例で、「しおつる」だとか、「いぶりがっこ」等の、産地名も產品の一般名称も含まないが、特定産地のある商品を想起させるようなものも、ここで言う地理的表示に包含されます。また、「表示」ですから、必ずしも文字のみである必要はなくて、図形等であっても構わないと解されます。

まとめると、地理的表示は、製品の地理的原産地の表示であり、併せて、その原産地に依存する製品の品質、特徴等の特性、更には、原産地と特性とのリンク、結びつきというのを特定する表示です。したがって、ある程度の期間使用されていて、やはり確立した特徴だと社会的評価といったものが確立している必要がありますので、新規の表示というのはここで言う地理的表示の保護対象には含まれないというのが一般的な理解です。

諸外国において、地理的表示は、商標制度の枠組み内で保護されているケースもありますし、今回ご説明する独自の保護制度による保護が図られているケースもあります。

原産地の地理的特性に由来する優れた品質を有する伝統的產品というのは、他の産地の製品よりも高い価格で販売ができるようになります。そのため、昨今の農山漁村地域の振興や地域ブランドの創出の観点、TPPもそうですが、EPA、FTA等の貿易・経済連携協定の観点、更には、農水省の国内のカロリーベースの食料自給率の向上といった観点から、差別化要因として、產品の原産地を積極的にアピールしたいというニーズがあります。このような表示は、ブランド価値を持っている標識ですので、無関係な第三者によるただ乗りからの保護が必要でしょう。したがって、何らかの法的手段により、表示の規制及び保護が必要とさ

れ、最近は、知的財産法制の中で保護を選択する国が増加していることが背景にあります。

商標制度の枠組みでの地理的表示の保護における課題として、地理的に記述的な表示というのは、本来は識別力や独占適応性の問題から、原則として商標登録は認められない点が挙げられます。また、地域の伝統的產品としての社会的評価の確立に当たっては、その地域に住んでいる多くの人たちの歴史的な営為の積み重ねが背景にあるため、社会的評価は共同財としての性質を持つものですから、個人への帰属にはなじみにくい点も商標制度になじみにくい要因の一つとして挙げられます。

上記の原則の下での、現時点における地理的表示の保護に関する国際的なミニマムスタンダードとしては、TRIPs協定の22条、23条が挙げられます。まず22条には、商品の地理的原産地について、公衆を誤認させるような表示及び不正競争行為を防止するための法的手段を提供することが、WTO加盟国に対する最低限の履行義務として規定されています。

TRIPs協定23条には、ぶどう酒及び蒸留酒については、誤認混同を要件としないさらに強力な保護を与える義務が課されています。これを受けて導入された商標法4条1項17号には、誤認混同のおそれがないにもかかわらず、指定産地以外の産地で使用されるぶどう酒、蒸留酒等については商標登録を認めないという規定があるのはご存じのとおりです。

TRIPsはあくまでも国内的保護に関するミニマムスタンダードですから、各国の事情に応じて追加的な、より高い保護を与えててもよく、どういった法律で保護するかについて、TRIPs上は何ら制限はありません。

各国における保護の態様としては、不正競業法による規制、消費者保護法による規制、地理的に記述的な商標についての登録要件の緩和、主体要件を特定の団体に制限した団体商標制度や、証明商標制度といったやや特殊な商標制度の中での保護が図られている場合もあります。その他、先月末に、我が国国会に提出された法律を含む独自の登録保護制度を制定する国も増えています。

【浅野】 その独自の制度をご説明いただけますか。

【中嶋】 では、4月25日に国会に提出された特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案の概要をご説明します。本日の資料作成にあたり、農水省の法案説

明資料の抜粋を利用させていただきました。

制度導入の必要性としては、地域の伝統的產品について、その名称を地域の共有財産、知財として活用を図っていく必要があるが、その課題として、端的に言うと、伝統的產品の品質を保証する仕組みというのが、地域団体商標制度を含む商標制度では、制度的に担保がされていないという点が挙げられます。

一言で言うと、地域の伝統的產品の特性の統一・維持とへの制度的担保が不十分である点、フリーライド、模倣の発生を防止する点等の課題をクリアして、品質込みで名称を保護する制度ということになります。

制度の概要としては、伝統的產品の特性を国が保証をし、その名称を登録する。フリーライド、模倣品に関しては、独占権を付与するのではなく、国が排除をするという制度設計になっているようです。おそらく、中小生産者が多く、自ら権利行使することが難しいという我が国農林水産業者の現状に鑑みて、権利付与型ではなくて、表示規制型の制度を採用したのだと思われます。また、地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容するといった仕組みになっています。

創設の効果としては、地域の共有財産としての知的財産の保護。生産者利益を図りつつ、需要者に対しては、正しい產品が付され、品質が公的に保証されたものが提供されることを通して、需要者の利益も保護しようという仕組みになっております。

保護対象は、「特定農林水産物等」の「地理的表示」です。ここで言う「農林水産物等」とは、お酒、医薬品等の他の法律で規制されているものを除く、食用の農林水産物及び飲食料品、イグサ等の一定の非食用の農林水産物及びその加工品、例えば、畳表、ござが該当します。

それらのうち、特定の場所、地域等を生産地とし、その品質、社会的評価などの確立した特性が生産地に主として帰せられる農林水産物等を特に特定農林水産物等と規定し、それを特定する表示について保護をするという制度です。

保護の主体としては生産者団体等で、代表者等の定めがある場合には、法人格がない場合でも的確性が認められます。また、地域団体商標の団体要件と同様に、正当理由なく有資格者の加入を拒んだり、現構成員よりも困難な加入条件を後から入ってくる者に課してはならない等の定めがあること等、一定の要件を満

たしている必要があります。

保護の内容としては、特定農林水産物及びその包装等にその表示を付することができ、第三者が正当理由なく無断で使用した場合には、国が禁止するという内容になっています。登録名称と共に、地理的表示の登録を受けたということを認証する登録標章を付する義務が課せられます。違反者に対しては、権利者による差止請求等ではなくて、農林水産大臣による措置命令といった形で規制されます。違反者には刑事罰の適用もあります。詳細はわかりませんが、JAS法等の枠組みを踏襲していると思われます。

申請者は、生産工程管理業務を行う必要があり、共同申請も可能となっています。地域に複数の団体がある場合には共同で申請することも可能です。

必須の提出書類としては、農林水産物の区分、名称、生産地、特性、生産方法等を記載し、地域に根差した特性等を特定するための明細書、その表示を付するための管理基準を記載した生産工程管理業務規程が挙げられています。

申請内容は公示され、公衆の縦覧に供され、公示日から3ヵ月以内であれば誰でも意見書を提出することができます。これは、例えば複数ある団体のうち一部の人たちだけで申請された場合に、他の団体への異議申立の機会の確保、当該団体への同一の產品を含む表示についての申請機会の確保といった、いわゆるアウトサイダー問題への配慮という意味合いを含む規定ではないかと思われます。

申請が拒否理由を含むか否かの判断は、審査官ではなくて学識経験者の意見の聴取といった形で行われ、学識経験者は必要に応じて先ほどの申請人だとか意見書提出者その他の人々の意見聴取ができるという制度設計になっております。

登録の拒否理由としては、生産者団体の適格、生産工程管理業務が適切に行えないこと、申請された農林水産物等に関するものとしては、特定農林水産物ではない、すなわちいわゆる伝統的產品ではないこと、既に登録されているものと全部または一部が同一であること、名称に関するものとしては、普通名称、それを特定できない表示であること、既に登録されている登録商標と同一または類似のもの等があります。

短い条文ではあるものの、現時点で判明していないことがいろいろあります。例えば、地理的表示登録された後の同一又は類似の名称に係る商標登録出願につ

いての取り扱い等は明文の規定がないのでわかりません。おそらく、原則として、識別力等の問題で拒絶されると思われますが、詳細については不明です。今回の法案では、商標権の効力の例外に関する商標法26条に3項を新設するという改正が予定されています。同項は、登録地理的表示を商品その他に付する行為、その付した商品を譲渡等する行為、送り状に表示を付する行為には商標権の効力は及ばないとのみ規定しているに過ぎず、詳細については、はっきりしないところがあります。

登録の併存自体は認められると思われますし、例えば地域団体商標登録を受けている人が新たに地理的表示について登録申請をするということに関し、何ら問題はないと思われます。あと先後順関係の調整がどうなるのか等、不明確な点もあります。制度の骨組みがはっきりしないわけですが、想定される権利関係の問題については、お隣にいらっしゃいます前年度本委員会委員長の浅野先生が『パテント』の2013年6月号の73~88ページに、「地名表示規制と農林水産品保護」というタイトルの論考を掲載されておられますので、そちらについてもお読みいただければと思います。

7. 弁理士のかかわり方

【浅野】 ありがとうございました。時間の関係で先を急がせてもらいまして、質問等は後でまとめてお受けします。次に、こういった種苗関係あるいは地理的な関係で弁理士がどうかかわってくるのか、弁理士がほんとうに仕事としてできるのかといった問題に移りたいと思います。まず、弁理士のかかわり方に関して代理権があるのかないのか、長谷部先生、よろしくお願いします。

【長谷部】 農林水産知財対応委員会ができて6年か7年になると思います。その初期に、弁理士が種苗法の代理人をすることに対して問題はないのかということが議論されていました。その中で、具体的には現実的に代理について、種苗会社がやってたり個人がやってたりして、代理権の要件について明文規定はない状態でなされています。弁理士も当然実績もあるし、やっているというような状況です。懸念事項としてあったのは行政書士との関係を懸念する声があったり、行政書士が代理でき、弁理士が代理できない恐れについて多少議論されていたというような背景がございます。

いろいろなことがありましたけれども、今までかかわった皆様、あるいは執行部の皆様のご尽力で弁理士法が改正され、改正弁理士法において、弁理士は知的財産に関する専門家であることが明記され、知的財産基本法により「植物の新品種」が「知的財産」であることが明記されていると承知しておりますので、今後も安心してやってもいいというようなことになるんだと思います。実績もあるので、その点についてはあまり心配することはないと思います。

ただ、もう一つ、では、弁理士が代理をするということはどういうことなのかということをいろいろ考えますと、今までいろいろなところでお話をありましたように、種苗法と商標法の関係とか特許法との関係、それから、海外でどんな活動をするか、そのときにどうブランドを構築していくか等、いろいろなことがあると思います。それらを全てまとめてグランドデザインを描くというところに弁理士が果たす役割があるのではないかと考えます。単純に、種苗がわかりますとか、今回法案が提出されている地理的表示について登録ができるとか、そういうことだけではなくて、後からお話しする、農業というか農産物の競争力を強化するというような局面においてどういう役割を弁理士が果たしていくのかということを考えて、提案できるか、ということが望まれるのかと思います。

【浅野】 ありがとうございます。この業務においては初動が大切だと思うのですが、そのあたりいかがでしょう。

【長谷部】 そうですね。最初にどのようなビジネスかわからない状態で、「特許を取りたいがどうですか」との相談が来たときに、特許ならこうなりますよということだけではなくて、全体的にどんな事業活動をしていくのかというようなことを考えて、トータル的なビジョンを示せれば良いと思います。

8. ケーススタディー

【浅野】 ありがとうございます。昨年度の委員会では長谷部先生が中心になって、現地に赴いて、いろいろユーザーさんの話を聞いてきたと思いますので、その辺りを長谷部先生と東山先生から、ケーススタディーということで、各5分ずつ程でまとめていただけませんでしょうか。

【長谷部】 それでは、お話しさせていただきます。平成25年度の委員会の活動の中で、では具体的に対

象となる農業生産事業体というのはどんな行動をしているのかということを少し考えてみました。要するに、我々が活動するときに、具体的なクライアントとしてどれぐらいのことを意識すればいいのか、あるいはクライアントの皆様はどのようなことを考えているのかということに少し焦点を当ててみたいと思います。

今現在、TPPとかがあります、国際産業競争力という観点から農業関係を強化しようという向きがあるというのは皆さんご存じのとおりです。農林水産業の内在的問題としては、人材が不足しているとか高齢化しているとか小規模化とか、いろいろな問題はあるし、それに対していろいろな制度設計を変更しようということもあります。また、TPPの問題等もあって外的要因もあります。その中で、具体的に産業競争力として育成していくこと、6次産業化とか農協の改革とか、そんなことが検討されているわけです。

では、農産物に今求められているものは何なんだろうかということを概括的に見ますと、1つは、ファストフードやコンビニ等が求めているのは、工業製品的な、年間を通じて品質と量と価格の安定したものを供給してくださいというようなことで、ローソン農場ができたりしているわけです。その中で、農産物は季節性があったり、天候に左右されるといった制約条件がありますが、それをいかに克服するかということが求められています。あとは安心・安全とかブランド化とか環境の問題等々あります。

そういうことが背景にありますし、植物新品種は、年間1,000件ぐらいのマーケットだということです。その中で、花卉類とか鑑賞樹とかが多いというのが実態で、この出願人となっているのは代理人なしの種苗会社等が多く、そして急激に伸びているわけではないということです。

それから、6次産業化とか農商工連携についてどのような実態があるのかということを調べました。最初の農商工連携88選として取り上げられた例を分析してみると、特許と商標を取得しているのが14%，特許だけというのは7%，商標だけというのは34%，何もないというのは45%ぐらいというのが、我々のやっている特許、実用新案、意匠、商標の四法の関連のところです。全体的に見れば半分以上は何らかの関心を持っているし、実績もある。したがって全然関心がない人

が残りの45%いるというわけでもないということになるかと思います。実際の保有件数は、せいぜい数件という規模なわけです。

傾向としましては、全体的に見ると、いろいろな連携関係をしていきましょうというような制度設計や補助金とかが出ていますし、そういう方向で競争力を強めていくことだと思います。それから、規模拡大、企業の参入、輸出志向とかブランド化とかグローバル化、というような状況にあるのですが、では、我々の常日ごろおつき合いしているお客様と比べて実態はどうなのかというのを少し見てみたいと思います。

高額のレベルとして、3,000万円以上の売り上げ層のシェアが取り上げられており、その部分が増加している統計がありました。農林水産省の統計処理によれば、高額の売り上げを上げているというのは3,000万円ぐらいということです。

農水省の誘導目標面積である20ヘクタール以上の経営面積を持っているのは今のところ2万戸という状況です。

法人数についてみれば、確かに法人化の傾向はかなり見られますが、1万2,500件というような状況でございます。

6次産業化は、法人になっていると、4割ぐらいが6次産業化に手をついているということらしいです。その中で、5億円以上というような経営主体が5%ぐらいあって、法人数でいうと650ぐらいあるといったところです。だから、大きな事業体として認識されているのが5億円で650社ぐらい。どんな事業をしているかというと、直接販売とか加工、それから貸し農園をしていたり観光農園化しているというような実態があります。

農業に従事している人の層は高齢化していく、平成22年では70歳以上がとても多いということです、担い手としては非常に老齢化しているというのがあらわれています。つまりは、既存の農業従事者がリタイアしていくので、ほかの新しい部門が、参入するチャンスはあるかもしれないということを意味しています。

このようなことが統計処理により把握されるわけですが、昨年度は、その中から4カ所ほど実際のケーススタディーをやってみました。4カ所の一つ目は、東北地方の米生産団体です。それから2つ目は、静岡県

の高糖度トマトです。それから3つ目は紀州南部の梅、それから4つ目は北海道のナガイモのシェアが一番大きい農協を対象にしました。

全体的には商標についてはしっかり意識しているし、ブランドも確立しようとしています。特許については、やってみたけれどもうまくいかない、という点と、ノウハウにしておこうかなとか、あとは、今までのつき合いがあるから特許は取れないなというような点があるというところです。概略をまとめるとそんなところです。

【浅野】 ありがとうございます。ある会議で、「弁理士会で出張調査してきたのですが、現場ユーザーは特許についてはあまり積極的じゃなかったけれども、商標についてはわりと積極的だった」と言うと、驚かれました。だから、ここらの辺りがわりと目新しいことじゃないかなと思います。ご参考にしてください。

それでは、東山先生、アーメラについてのお話しをお願いします。

【東山】 それでは、先進的、体験的事例報告です。株式会社サンファーマーズという営農法人をご紹介します。株式会社サンファーマーズはアーメラというブランドの高糖度トマトの通年出荷をやっております。農場は完全なハウスで、いわゆる野菜工場的です。ただ、当然外気の影響は受けるので、温暖な静岡県を中心に、ちょっと冷涼な富士山麓、長野県の軽井沢というようなところでやっています。驚くことに出荷量が12年間で12倍、単価が1.25倍という、普通の工業製品では考えられないペースで広まってきて、さらにユーザーが増えているよというような状況になっています。株式会社サンファーマーズについて、いろいろなスライドを見ながら紹介します。

まず、アーメラトマト。これは、静岡弁です。静岡出身の方いますか。「あめーら」、甘いでしょうという意味です。決してイタリア語ではありません。

サンファーマーズの経営戦略は、とにかく独自の栽培システムです。ちなみに申し上げますと、この高糖度トマトは、栽培方法で甘くしています。この独自の栽培システムは、「トマト命」というような技術者さんの研究成果ですが、独自の栽培システムの開発過程で私ども四、五回ディスカッションし、結局ノウハウになりました。ということで、特許での保護よりむしろ、アーメラをどうブランド化するかというブランド戦略を探っています。

『日経MJ』という経済雑誌に、アーメラという高糖度トマトについてはもう独走というような評価を得ています。アーメラは、例えばヤマザキパンのランチパックに使われていて、こういうようなところの契約書等々も私どもがかかわっております。

この企業は頭がやわらかいなと思うのは、とにかく自分たちじゃ全部カバーできないということで、多くの外部プレーンの支援を受けています。大学教授とかデザイナー、フードコーディネーター、有名ホテルシェフとかそういうところです。また弁理士、弁護士、それから市場経営者というようなところや、障がい者施設の教員の方も入っています。地域で障がい者が働く場ということも目指していまして、そういう意味では非常に社会性も考えています。ということで、そんなところを支援させていただいている。弁理士の商売としてどうなんだと言われると、まあそんなでもないです。ブランドを決めれば、あとは管理だけです。トラブルもそんなにはございません。時々ありますけれども、弁護士さんと一緒に内容証明で「こら」と言うと、大体一発で片づいています。

9. Q & A

【浅野】 ありがとうございました。今までの説明、第1部の伊藤先生の報告も含めまして何かご質問がありましたら。どうぞ。

【質問者A】 特性表のことをお伺いしたいのですが、あれはおそらく何か品種ごとに項目が決まっている定型のものか何かあるような気がしますがいかがでしょうか。

【伊藤】 ご質問の方のご理解のとおりで、先ほど、農林水産省の品種登録ホームページに審査基準が植物種ごとに出ていていることをご説明しましたが、そこに、各審査基準に対応して、特性表も植物種ごとに出ております。ただし最近では、出願書類の記載を簡素化する流れがありまして、特性表を、出願書類の一部として必ず出さなくとも良く、品種に特徴的なポイントのみを書けば良いという植物種も徐々に増えています。品種登録ホームページに特性表が示されていない植物種も最近はあるということです。このあたりところは、実際にホームページをご覧になっていただければと思います。

【質問者B】 農林水産知財対応委員会に要望させて

いただきます。農林水産物の保護といいながら、要するに農産物の保護であって、水産物に関する保護については全く今日のお話に出ておりません。今日のお話は品種登録が主ですからいいのですが、もうちょっと弁理士会としてもご研究いただきたいと思います。私は少し水産関係に關係しているのですが、今日のお話を聞きますと、やっぱり昨今の、農産物の保護と水産物の保護では大分差がついてきていると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【浅野】 ありがとうございます。実はその水産物のほうも対応したかったのですが、何せ時間との兼ね合いで。多分今年平成26年度の委員会が対応してくれるんじゃないかなと期待しております。決して邪険に扱っているわけじゃないということをご理解ください。

【質問者B】 期待します。

【質問者C】 水産物の特殊な養殖をやろうとするグループが、地域名で売り出したい場合に、グループだけで独占するにはどうすればいいですか。

【浅野】 中嶋先生、いかがですか。

【質問者C】 養殖法は確かに特許の視点から見て多分特徴があると思います。特許になるかならないかはわかりませんけれども。

【中嶋】 ご自身たちだけで独占を希望される場合、地域団体商標制度や、先ほどご説明した特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（案）では、権利主体が、その加入等について差別的な要件や排他的な要件を課さない生産者団体等に限定されますので、識別力のある構成態様を有する商標について通常の商標登録を受けるということになるかと思います。お答えになっていますでしょうか。

【質問者C】 わかりました。ありがとうございます。

【質問者D】 特許法と種苗法の二重保護についてお聞きしたいのですが、登録要件ももちろんですが、例えば先ほどの遺伝子組み換えによって新しい植物を作出したような場合に、二重保護を受けるメリットの一つとして権利期間が全然違っているという点があると思うのです。実際日本で遺伝子組み換えの植物を商品化するのに時間がかかりますので、まず遺伝子

をとった段階で特許出願しておいて、そして実際の品種ができるまでから種苗登録をすると、そういうやり方で長く保護をしようという狙いがあるのですが、今の種苗法の21条1項3号を見ると、特許権が消滅した後は、自らが育成者権を持っていても、もう権利行使できないように読めるのです。この点はこの理解でいいかという問い合わせを何度か受けたことがあるのですが、このあたりについて先生方、何かご助言いただけたらと思います。

【浅野】 井上先生、お願いします。

【井上】 種苗法における調整規定のお話ですね。

【質問者D】 はい。

【井上】 実は今、二重保護の問題になっているのは、種苗法には種苗の育成方法の特許との間での権利調整規定はあるのですが、種苗、すなわち植物そのものに対して、（特許権と育成者権の権利の）重複という概念がないのです。ですから、極端な話として、今現在、調整規定として育成者権の権利が及ばないというのは、あくまでも種苗の育成方法の特許に関してでして、植物そのものの特許に関しては調整規定はないです。

【質問者D】 はい。ありがとうございます。

よく理解できました。ありがとうございます。

【浅野】 本日のパネルディスカッション、いろいろな角度から、かなり多方面からみて参りました。今お手元にお配りしている資料14は、本日のパネルディスカッションからの提言です。3つばかり挙げさせてもらっています。読み上げます。1つ目、農業の競争力強化と農産物の知財保護に関し、弁理士事務所の国際的なネットワーク化を図る。2つ目、農業事業体の経営に役立つ知財制度にするため、関係機関に働きかける。3つ目、農産物の知財保護のため弁理士が活躍できるような制度にするため、関係機関に働きかける。このような提言を皆さん方のご了解、総意を得て実行したいと思うのです。ご賛同いただける方は拍手

資料14

本パネルディスカッションからの提言

- 農業の競争力強化と農産物の知財保護に関し、弁理士事務所の国際的なネットワーク化を図る。
- 農業事業体の経営に役立つ知財制度にするため関係機関に働きかける。
- 農産物の知財保護のため弁理士が活躍できるような制度にするため関係機関に働きかける。

なり手を挙げるなり。

(拍手)

【浅野】 ありがとうございます。これをどう生かすかというのに関しましては、委員会で議論させてもらいます、ここに今、執行部を代表して副会長の中川先生が見えています。中川先生、この拍手をたっぷり聞いていただいたと思いますので、一言どうですか。

【中川】 そうですね、私も、農水対応委員会の担当副会長にさせていただいて、お話を聞くと成長分野だと思います。これから弁理士が社会の中で、「ああ、やっぱり弁理士という資格が必要だね」と言ってもらうその一つの活躍分野になると思いますので、ぜひと

もよろしくお願ひします。3つの提言はすごくいい提言だと思いますので、もうちょっと具体化をよろしくお願ひいたします。

【浅野】 ありがとうございました。力強いコメントを頂きましたので、これをまた本年度の委員会につなげまして、もう少し具体化したものを作成役員会に出したいと思います。今日は長時間の間、お忙しいところありがとうございました。(拍手)

——了——

(原稿受領 2014.5.9)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 本田 淳

記

応募資格	知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません） ※論文は未発表のものに限ります。
掲載	原則、先着順とさせていただきます。
テーマ	知的財産に関するもの
字数	5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと ※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
応募予告	メール又はFAXにて応募予告をしてください。 ①論文の題名（仮題で可） ②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
論文送付先	日本弁理士会 第3事業部 広報・支援室「パテント」担当 TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
掲載基準	http://www.jpaa.or.jp/?p=9390
選考方法	会誌編集部にて審査いたします。 審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。